

所定疾患施設療養費の算定状況について

所定疾患施設療養費の算定状況について公表致します。

所定疾患施設療養費とは

①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を

限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎 ロ 尿路感染 ハ 帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)

④算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診察録に記載しておくこと。

⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑥当該加算の算定開始後は、治療実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報公表制度の活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告

すること。

介護老人保健施設お花茶屋ロイヤルケアセンター 平成29年度 算定状況

病名	件数
肺炎	4
尿路感染症	17
帯状疱疹	0